

会員各位

一般社団法人大阪外食産業協会

第303回労務部門会【ストレスチェック実施対応セミナー】

副会長・労務部門長 大倉 忠司

ストレスチェック義務化、企業がしなければいけないこと

労働安全衛生法改正により、労働者数50人以上の事業場は、 スレスチェックの実施などが義務付けされました。 平成28年11月30日までにストレスチェックを実施しなければなりません。

労務部門会にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

第303回労務部門会は、義務化されたストレスチェック実施対応セミナーを開催します。

メンタルヘルス対策支援をされている一般社団法人ウエルフルジャパンの畑中代表理事、森本副代表理事に

■ストレスチェック制度の内容や実施方法 ■ストレスチェック実施時のリスクと対策等、企業がしなければならないことを具体的に解説していただきます。

また、㈱グルメ杵屋さんより実施事例と注意点を発表していただきます。

ストレスチェック実施対象の会員社、従業員のメンタルヘルス不調予防に取組まれる会員社の皆様には、 是非とも、ご参加をお願いします。

【セミナー開催概要】

日時

2016年4月8日(金) 14:00~16:00

会場

浪速区/ ORA会議室

大阪市浪速区敷津東2-2-8 大阪木津地方卸売市場 南棟2F

TEL: 06-7668-5575

テーマ

「ストレスチェック義務化、企業がしなければならないこと」

内容

①ストレスって何?

- ⑤ストレスチェック制度とは
- ②ストレスチェック法制化の背景
- ⑥ストレスチェック制度を実施した時のリスクと対策
- ③ストレスチェックのポイントの整理
- ⑦実務実践 企業は何をしなければいけないのか?
- ④ストレスチェックでわかることと注意点

講師

一般社団法人ウエルフルジャパン 代表理事 畑中伸介氏、副代表理事 森本貴代氏

事例発

(株)グルメ杵屋 人事部部長 松本好申氏

- 参加費 3,000円 (テキスト・消費税込) ※セミナー当日、お支払いください。 入会3年未満の正会員1社1名様は、無料です。 テキスト 「よくわかる!ストレスチェック制度の業務フローと実務」
- 下記申込書にご記入の上、2016.04.01(金)までにORA事務局宛へFAXにてお申込み下さい。

弗303回 ⁹	が務部門会セミナー (4/8) 甲込書	LU	KA事務向	FAX: U0-/008-10/5]
忠计夕		TEL		

	貴社名		IEL	
	東江石		FAX	
	氏名・役職			
	氏名・役職			